

第 35 号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

(1) 土地

所 在	地目	面積
豊後大野市清川町宇田枝 1289 番 5	宅地	709.28 m ²

(2) 建物

所 在	構造・規模等	備 考
豊後大野市清川町宇田枝 1289 番地 5	鉄骨造り平屋建て 床面積：246.10 m ²	旧清川介護予防拠点 センター

2 相手方

所在地 豊後大野市清川町宇田枝 1289 番地 5
名 称 宇田枝区
代表者 佐保 敏憲

平成 27 年 2 月 27 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

旧清川介護予防拠点センターの建物及びその敷地を無償で譲渡したいので、この案を提出するものである。